

令和 7 年度工芸品販路拡大促進事業委託業務
企画提案仕様書

1 委託事業名

令和 7 年度工芸品販路拡大促進事業

2 事業実施期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日まで

3 目的及び事業概要

沖縄工芸フェア（第 32 回沖縄工芸ふれあい広場）の開催にあたり、開催趣旨に沿ってより一層の内容充実を図り、工芸産業の工芸産地の活性化に繋げる。

【沖縄工芸フェア（第 32 回沖縄工芸ふれあい広場）】

(1) 趣旨 工芸品の作り手と使い手のふれあいの場を設け、両者の相互交流、理解を促進するとともに、暮らしにおける工芸品の利・活用の提案を行う。加えて、各産地の工芸品を展示紹介し、需要開拓及び販路拡大を図る。また、製作実演及び製作体験、産地講演会等により沖縄の工芸品に対する理解を深める場を設ける。

(2) 場所 時事通信ホール（東京都中央区銀座 5－15－8 時事通信ビル 2 階）

(3) 開催日時 9 月 18 日（木）～9 月 22 日（月）

準備 9/18（木） 9:00-22:00

本番 9/19（金） 10:00-18:00

9/20（土） 10:00-18:00

9/21（日） 10:00-17:00

片付け 9/21（日） 17:00-22:00

搬送 9/22（月） 9:00-12:00

参加産地組合 喜如嘉芭蕉布事業協同組合、知花花織事業協同組合
読谷山花織事業協同組合、那覇伝統織物事業協同組合
琉球絣事業協同組合、久米島紬事業協同組合
宮古織物事業協同組合、石垣市織物事業協同組合
竹富町織物事業協同組合、与那国町伝統織物協同組合
琉球びんがた事業協同組合、沖縄県三線製作事業協同組合
壺屋陶器事業協同組合、琉球漆器事業協同組合
沖縄県琉球ガラス製造協同組合、豊見城市ウージ染め協同組合

4 提案総額の上限

金 6,481,970 円 以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限であり契約金額ではない。

5 委託業務内容

- (1) 産地調整会議への出席。事業計画、現場運営や手続き等について、沖縄県・市町村・出展者と情報共有を図ること。
- (2) 出展産地組合の継続的取引に繋がる商談の機会等のセッティングに向け、担当者を配置し、実施方法や商談先等を沖縄県と十分に調整の上で決定し、出展者と情報共有を図ること。
- (3) 会場の設営、必要物品の用意、催事の運営、会場の撤去に関すること。また、それら会場で使用するサイン、パネル等の作成に関すること。

- ・会場の設営にあたっては、配置・配列など専門的な知識を有する者を配置し、出展者の意向も確認しつつ対応すること。（9月18日設営、21日夜撤去、22日午前搬出）なお、展示部分はホール、ホワイエ（全室、(1)、(2)）、ギャラリー部分とする。

- ・備品等は、展示・販売数応募作品の数、種類、大きさ等によって変動があるため、柔軟に対応すること。

- 展示・販売コーナー

- 実演コーナー

- 体験コーナー

- PR・トークショー等

- 県の工芸品紹介タペストリーの掲示、パンフレット等の設置

- 出展産地組合の継続的取引に繋がる商談コーナー

- その他企画提案によるもの

なお、会場使用に係る申請、支払は県が行うこととする。会場使用料は委託費に含まない。各種催しにかかる謝礼金・旅費は委託費に含み、受託者より支払うこととする。

- (4) 広報に関すること

- ① 広報用のポスター・チラシ作成・配布

県のデザインガイドラインに従い、デザイン2案を作成し、選定については主催者が行うものとする。県所有写真活用可。配布先は、県、各産地組合、NPO 工芸産業協働センター、呉服問屋、沖縄県東京事務所、沖縄観光コンベンションビューロー東京事務所、銀座わしたショップ等。

- ポスター 100枚程度 規格：B2カラー

- 催事広報チラシ 15,000枚程度 規格：A4カラー両面

- 商談会広報チラシ 500枚程度 規格：A4カラー

- 会場配布用広報物等 2,500部程度 規格：指定なし

- ② SNS 広告等

以下の広告ターゲットに対して、複数回広告を行うこと。

広告ターゲット：県外の沖縄ファン、工芸ファン、着物ファン、琉球音楽、富裕層

ハッシュタグ：沖縄、工芸、織物、染物、漆器、陶器、三線、手作り等。投稿内容に応じて各工芸品名。※県所有写真活用可。

- ③ 都内メディア向けプレスリリース（プレスリリース会社活用可）

- ④ 出展産地組合の継続的取引に繋がる商談の機会を設けるための広報について提案す

ること。

- ⑤ その他、広報や集客方法について提案すること。

なお、県は、おきなわ工芸の杜 web サイトにおいて告知を行う。

- (5) 来場者アンケートの実施

方法 紙または google アンケートフォーム

調査項目 属性、工芸品別の認知度、イベントの認知媒体、購入商品・金額 等

なお、出展者の売上額調査は、県が実施する。

- (6) イベント等の景品の調達

アンケート回答や集客イベントに向けた景品を調達すること。景品は、各工芸産地組合を優先して選定し、産地組合以外から調達する場合は、事前に県と十分に調整を行い、了承を得ること。

- (7) イベント保険に関すること

偶発的事故に備え、期間中はイベント保険に加入すること。

- (8) 本事業の効果・活動目標・成果目標・成果報告

本事業の効果を検証するため、効果を調査し、その内容分析を行う。また、本事業に関して県の設定する活動目標及び成果目標の達成に努めるとともに、事業成果を報告書にまとめ提出する。

- ① 活動目標

ア SNS 広告件数

facebook 記事作成 20 件以上、SNS 広告 10 件以上

8/18（月）～9/18（木）まで 10 件以上、うち SNS 広告 5 件以上

※7 日毎に 2 件は更新すること。

会期中 10 件以上 うち SNS 広告 5 件以上

イ 都内メディア向けプレスリリース件数

開催 1 ヶ月前：1 回以上 開催 3 日前：1 回以上

ウ アンケート調査件数

サンプル数：1 日当たり 100 件以上

エ 出展産地組合の継続的取引に繋がる商談の機会を設けるための広報

広報先 30 事業者以上

- ② 成果目標

本事業は、沖縄工芸フェア（第 32 回沖縄工芸ふれあい広場）の開催にあたり、開催趣旨に沿ってより一層の内容充実を図り、工芸産業の工芸産地の活性化に繋げることを目的として実施するものであることから、次の項目を達成できるよう、県と連携し取り組むこと。

ア 来場客数 2,000 人以上

イ 商談件数 15 件以上

- ③ 成果報告

本事業の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容、目標達成状況及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、県に提出する。

(9) その他、本事業の実施のため効果的な業務

その他本事業の実施のために必要な業務や、効果的と判断される業務を提案、実施すること（自主提案）。

6 企画提案書の内容について

- (1) 首都圏等で開催される他都道府県の工芸フェアや、県内外の類似事例等を踏まえ、集客の面、購入促進の面で参考となる部分を説明すること。
- (2) 場での展示やイベントについて、類似事例の実績等から、集客、購入促進に効果的な案とその理由を述べたうえで提案すること。なお、展示部分はホール、ホワイエ（前室、(1)、(2)）、ギャラリー部分とする。（※時事通信ホール HP 掲載の図面等を参照のこと。なお、会場への直接の問い合わせは行わないこと。）
- (3) 広報について、他事例の集客実績等も参考に、予算の範囲内でより効果的に集客及び販売促進を図る方法を提案すること。
- (4) 産地組合の継続的な取引に繋がる商談の機会のセッティングのため、効果的な商談相手や広報の方法について提案すること。

7 再委託について

- (1) 本事業に係る業務全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の 50%を超える業務や、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等本業務委託の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、チラシ、ポスター等広報物の制作、資料の収集、整理、複写、印刷・製本、原稿・データの入力及び集計、企画判断を伴わない放送、雑誌への掲載、掲示、印刷、複写、制作、製本、製造、搬送、インターネット広告等「その他、軽易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- (3) 本契約の企画提案審査会参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない

8 成果物の提出

事業実施報告書 紙 1 部 PDF 1 部

納期 令和 7 年 12 月 26 日（金）

提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

9 知的財産権等の取扱い

本業務により生じた著作権を含む全ての知的財産権は、委託者である沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、

受託者の責任をもって処理すること。

10 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除されたあとにおいても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年沖縄県条例第 54 条）を遵守する。

11 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (2) 限られた期間内での実施となるため、業務進捗や業務内容について、県の指示や調整に迅速に対応すること。